

2026年3月3日

お客様各位

WOTA 株式会社

WOSH 及び WOTA BOX 各種約款改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社製品「WOSH」及び「WOTA BOX」をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

この度、2026年4月1日より、北良株式会社からWOTA株式会社へ業務移管されることに伴う変更に加え、現行の実態に合わせた規定の明確化のため、約款類に一部改定を実施させていただくこととなりました。つきましては、変更内容と別紙の新旧対照表をご確認いただけますようお願い申し上げます。引き続き、より一層のご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象約款

● WOSH 売買契約約款	旧約款	新約款
● WOSH 保守契約約款	旧約款	新約款
● WOSH 保守契約約款 5年	旧約款	新約款
● WOSH 純正品売買契約約款 (売買用)	旧約款	新約款
● WOSH 純正品売買契約約款 (定額プラン用)	旧約款	新約款
● WOSH レンタル契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 売買契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 保守契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 純正品売買契約約款	旧約款	新約款

2022年12月22日以降にWOTAからご購入されたお客様向け

● WOSH 売買契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 売買契約約款	旧約款	新約款

2022年12月21日以前にWOTAからご購入されたお客様向け

● WOSH 売買契約約款	旧約款	新約款
● WOSH 純正品売買契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 売買契約約款	旧約款	新約款
● WOTA BOX 純正品売買契約約款	旧約款	新約款

レンタル契約で定額プランをご利用されているお客様向け

- WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） [旧約款](#) [新約款](#)

2. 主な変更内容

- 北良株式会社から WOTA 株式会社への業務移管に伴う契約主体・請求関連の変更
- 消耗品提供主体の変更
- 実態に合わせた保守契約期間の明示
- 商品の所有権・処分に関する変更

詳細は各約款の新旧対照表をご参照ください。

3. 適用日

2026年4月1日（水）

4. 約款の掲載場所

「1. 対象約款」の各種リンクからご確認ください。

2026年4月1日以降の掲載場所については、後日別途ご案内いたします。

5. 本件に関するお問合せ先

カスタマーサポート 0120-378-771

WOTA STORE

〒024-0335

岩手県北上市和賀町後藤二地割 106 番 160 後藤野工業団地

info@wota-store.com

<https://wota-store.com/>

以上

<別紙>

新旧対照表【WOSH 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 売買契約約款 前文	この WOSH 売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、水循環型ポータブル手洗機「WOSH」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。））。以下「本物件」といいます。）の購入申込者（以下「買主」といいます。）と 北良株式会社 （以下「当社」といいます。）との間で締結される売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。	この WOSH 売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、水循環型ポータブル手洗機「WOSH」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。））。以下「本物件」といいます。）の購入申込者（以下「買主」といいます。）と 販売店（販売店及び販売店に本物件を卸売する北良株式会社（以下総称して「当社」といいます。） との間で締結される売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。
WOSH 売買契約約款 第 10 条(純正品)	1.買主は、 当社 が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）に関し、 当社 との間で純正品売買契約を締結するものとします。買主が純正品売買契約の締結を拒んだ場合には、当社は、買主に対して純正品の供給義務を一切負いません。	1.買主は、 WOTA 株式会社 が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）に関し、 WOTA 株式会社 との間で純正品売買契約を締結するものとします。買主が純正品売買契約の締結を拒んだ場合には、当社は、買主に対して純正品の供給義務を一切負いません。
WOSH 売買契約約款 第 12 条（解除及び期限の利益喪失）	1.(1)本約款又は本契約の一つに でも 違反したとき。	1.(1)本約款又は本契約の いずれかの規定 に違反したとき。
WOSH 売買契約約款 第 14 条(処分)	2.適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 当社及び WOTA 株式会社の指示に従い、指定する業者に委託して本物件を廃棄できるものとします。但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。	2.適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 事前に、販売店又は WOTA 株式会社に連絡するものとします。また、本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。
WOSH 売買契約約款 第 15 条(損害賠償責任)	買主又は当社は、 本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	買主又は当社は、 本約款又は本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOSH 売買契約約款 第 29 条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社ホームページにて適用時期とともに 掲示し、買主が適用	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 当社ウェブサイトにて適用時期とともに 掲示し、買主が適用時期を経過してもな

	<p>時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p> <p>https://wota-store.com</p>	<p>お本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p>
<p>WOSH 売買契約約款 第 30 条(付則)</p>	<p>本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。</p>	<p>1.本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。</p> <p>2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。</p>

新旧対照表【WOSH 保守契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 保守契約約款 第 3 条(保守料金)	<p>第 3 条(保守料金)</p> <p>1. 本物件の 1 台当たりの保守料金は、1 年間につき 30,000 円（税別）です。</p> <p>2. 前項の保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社の請求代行業務を担う北良株式会社からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>	<p>第 3 条(保守料金の支払い)</p> <p>保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社又は当社の請求代行業務を担う販売店からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>
WOSH 保守契約約款 第 4 条(本件保守業務の期間)	<p>1. 本件保守業務の提供期間（以下「本件保守期間」といいます。）は、本物件を納品した月の翌月から 1 年間とします。但し、当社又は買主のいずれかから本件保守期間の満了の 3 か月前までに書面または電磁的方法(電子メール等)による通知がない限り、本契約は同一の内容で 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>5. 本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 18 条（準拠法）、第 20 条（合意管轄）、第 21 条（特約条項）及び第 22 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>1. 本件保守業務の提供期間（以下「本件保守期間」といいます。）は、本物件を納品した月の翌月から 1 年間とします。但し、当社又は買主のいずれかから本件保守期間の満了の 3 か月前までに書面または電磁的方法(電子メール等)による通知がない限り、本契約は同一の内容で 1 年間延長されるものとし、以後も同様としますが、最長期間は 5 年とします。</p> <p>5. 本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 16 条（知的財産権の帰属）、第 18 条（準拠法）、第 20 条（合意管轄）、第 21 条（特約条項）及び第 22 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>
WOSH 保守契約約款 第 6 条(解除及び期限の利益喪失)	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき。</p> <p>2. 買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>	<p>1.(1)本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき</p> <p>2.買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>
WOSH 保守契約約款 第 8 条(損害賠償責任)	<p>買主又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は</p>	<p>買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は</p>

	<p>当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第 15 条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第 15 条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>
<p>WOSH 保守契約約款 第 16 条（知的財産権の帰属）</p>	<p>本保守プランの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本件物品に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。</p>	<p>本保守プランの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本物件に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。</p>
<p>WOSH 保守契約約款 第 22 条（改定）</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社のウェブページにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions /</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p>
<p>WOSH 保守契約約款 第 23 条（付則）</p>	<p>本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。</p>	<p>1.本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。</p>

新旧対照表【WOSH 保守契約約款 5 年】

対象約款	旧	新
WOSH 保守契約約款 5 年 第 3 条（保守料金の支払い）	<p>第 3 条（保守料金）</p> <p>1. 本物件の 1 台当たりの保守料金は、1 年間につき 30,000 円（税別）です。</p> <p>2. 前項の保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社の請求代行業務を担う北良株式会社からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>	<p>第 3 条（保守料金の支払い）</p> <p>保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社又は当社の請求代行業務を担う販売店からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>
WOSH 保守契約約款 5 年 第 4 条（本件保守業務の期間）	<p>1. 本件保守業務の提供期間（以下「本件保守期間」といいます。）は、本物件を納品した月の翌月から 5 年間とします。但し、当社又は買主のいずれかから本件保守期間の満了の 3 か月前までに書面または電磁的方法(電子メール等)による通知がない限り、本契約は同一の内容で 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>5. 本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 18 条（準拠法）、第 20 条（合意管轄）、第 21 条（特約条項）及び第 22 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>1. 本件保守業務の提供期間（以下「本件保守期間」といいます。）は、本物件を納品した月の翌月から 5 年間とし、その後延長は行わないものとします。</p> <p>5. 本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 16 条（知的財産権の帰属）、第 18 条（準拠法）、第 20 条（合意管轄）、第 21 条（特約条項）及び第 22 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>
WOSH 保守契約約款 5 年 第 6 条（解除及び期限の利益喪失）	<p>1. (1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき</p> <p>2. 買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>	<p>1. (1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき</p> <p>2. 買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>
WOSH 保守契約約款 5 年 第 8 条（損害賠償責任）	<p>買主又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第</p>	<p>買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第</p>

	15条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	15条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOSH 保守契約約款5年 第16条（知的財産権の帰属）	本保守サポートの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、 本件物品 に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。	本保守サポートの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、 本物件 に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。
WOSH 保守契約約款5年 第22条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページ にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 保守契約約款5年 第23条（付則）	本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。	1.本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、 2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

新旧対照表【WOSH 純正品売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 純正品売買契約約款 前文	この WOSH 純正品売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、水循環型ポータブル手洗機「WOSH」（以下「本物件」といいます。）を購入し、 北良株式会社 （以下「当社」といいます。）が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）の購入を当社に対して申し込む者（以下「お客様」といいます。）と当社との間で締結される純正品売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。	この WOSH 純正品売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、水循環型ポータブル手洗機「WOSH」（以下「本物件」といいます。）を購入し、 WOTA 株式会社 （以下「当社」といいます。）が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）の購入を当社に対して申し込む者（以下「お客様」といいます。）と当社との間で締結される純正品売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。
WOSH 純正品売買契約約款 第 1 条（純正品売買契約の成立）	1. お客様は、 WOTA 株式会社及び当社 の定める手続に従い、当社ショッピングサイト（ https://wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。	1. お客様は、 当社 の定める手続に従い、当社ショッピングサイト（ https://wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。
WOSH 純正品売買契約約款 第 6 条（所有権）	1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、 買主 は本契約及び当社がお客様に提供する 純正品の取扱説明書等 （随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。 2. 純正品が梱包されたボックス（以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとします。	1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、 お客様 は本契約及び当社がお客様に提供する 取扱説明書等 （随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。 2. 交換された使用済みのフィルターは、 当社指定の返送先へ返送するか、又はお住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。 なお、お客様ご自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様の負担となります。
WOSH 純正品売買契約約款 第 8 条（製造物責任）	1. 純正品について人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、又は発生させうる欠陥が存在することが判明した場合、本契約の当事者は、相手方及び WOTA 株式会社 に対し、直ちに書面をもって通知するものとします。この場合、当社はなんらの責任を負うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができ、純正品が引渡前であればその引渡しを	1. 純正品について人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、又は発生させうる欠陥が存在することが判明した場合、本契約の当事者は、相手方及び 当社 に対し、直ちに書面をもって通知するものとします。この場合、当社はなんらの責任を負うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができ、純正品が引渡前であればその引渡しを中止することができるものとす

	<p>中止することができるものとします。</p> <p>2.前項に定める欠陥が当社又はWOTA 株式会社の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、お客様がそのことを合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明した場合に限り、WOTA 株式会社は、お客様に対し、純正品の欠陥によりお客様が被った直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3.第14条（損害賠償責任）の規定にかかわらず、前項の規定に基づく損害賠償責任は、WOTA 株式会社が契約する生産物賠償責任保険に基づき、当該事故に対して支払われる保険金額の範囲内でのみ負うものとします。</p>	<p>ます。</p> <p>2.前項に定める欠陥が当社の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、お客様がそのことを合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明した場合に限り、当社は、お客様に対し、純正品の欠陥によりお客様が被った直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3.第14条（損害賠償責任）の規定にかかわらず、前項の規定に基づく損害賠償責任は、当社が契約する生産物賠償責任保険に基づき、当該事故に対して支払われる保険金額の範囲内でのみ負うものとします。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第10条（純正品）	<p>1.お客様は、本物件を使用するにあたっては、必ず、当社が提供するWOTA 株式会社の純正の部品及び消耗品（純正品）を使用しなければならないものとします。当社は、お客様が、本物件を使用するにあたり、純正品以外の部品及び消耗品を利用したこと、その他の本契約又はマニュアルに定める当社の指示に反した利用によって被った一切の損害及び第三者に与えた一切の損害について賠償の義務を負わず、これによって本物件及び純正品に生じた一切の不具合、不都合、欠陥等に対して責任を負わないものとします。</p>	<p>1.お客様は、本物件を使用するにあたっては、必ず、当社が提供する純正の部品及び消耗品（純正品）を使用しなければならないものとします。当社は、お客様が、本物件を使用するにあたり、純正品以外の部品及び消耗品を利用したこと、その他の本契約又はマニュアルに定める当社の指示に反した利用によって被った一切の損害及び第三者に与えた一切の損害について賠償の義務を負わず、これによって本物件及び純正品に生じた一切の不具合、不都合、欠陥等に対して責任を負わないものとします。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第11条（残存効）	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第6条（所有権）第1項、第7条（担保責任）、第8条（製造物責任）、第10条（純正品）、第11条（有効期間）第2項、第12条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第14条（損害賠償責任）、第15条（目的外使用の禁止）、第16条（その他禁止事項）、第17条（免責）、第18条（遅延損害金）、第19条（公正証書）、第23条（準拠法）、第25条（合意管轄）、第26条（特約条項）、及び第27条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第21条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第6条（所有権）第1項、第7条（担保責任）、第8条（製造物責任）、第10条（純正品）、第11条（残存効）、第12条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第14条（損害賠償責任）、第15条（目的外使用の禁止）、第16条（その他禁止事項）、第17条（免責）、第18条（遅延損害金）、第19条（公正証書）、第23条（準拠法）、第25条（合意管轄）、第26条（特約条項）、及び第27条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第21条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第12条（解除及び期限の利益喪失）	<p>1.(1)本約款または本契約の一つにでも違反したとき</p>	<p>1.(1)本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第14条（損害賠償責任）	<p>お客様又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損</p>	<p>お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、</p>

	害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとし ます。但し、お客様又は当社は、第10条（その他禁止事項）又は第15条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとし ます。	当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとし ます。但し、お客様又は当社は、第16条（その他禁止事項）又は第21条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うもの とし ます。
WOSH 純正品売買契約約款 第17条（免責）	お客様が、第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとし ます。また、当社は、お客様が第9条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとし ます。	お客様が、第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとし ます。また、当社は、お客様が第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとし ます。
WOSH 純正品売買契約約款 第20条（利用情報の取得）	お客様は、 当社及び WOTA 株式会社 が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」といいます。）を取得することを承諾するとともに、これを利用する権限を有することを確認し ます。	お客様は、 当社 が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」といいます。）を取得することを承諾するとともに、これを利用する権限を有することを確 認し ます。
WOSH 純正品売買契約約款 第27条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとし ます。改定した場合は、 以下の当社のホームページあるいは、本件サイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみな し ます。 https://wota-store.com/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとし ます。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみな し ます。
WOSH 純正品売買契約約款 第28条（付則）	本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、 2026年3月3日 に WOTA 株式会社 のウェブサイト上に公開され、 2026年4月1日 以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとし ま す。

新旧対照表【WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用）】

対象約款	旧	新
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第1条（純正品売買契約の成立）	1.お客様は、当社の定める手続に従い、 北良株式会社 が運営する当社製品のショッピングサイト（ https:// wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。	1.お客様は、当社の定める手続に従い、 当社 が運営する当社製品のショッピングサイト（ https:// wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第2条（定額プラン料金及び売買代金）	2.定額プラン料金の請求は、 本件サイトを運営する北良株式会社を当社の請求代行業者として 、請求するものとします。定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、 北良株式会社 が指定する期日までに、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等（以下「本件売買代金」といいます。）の支払いを済ませるものとします。当該期日までにお客様による支払いがない場合、当該申込みに基づく純正品の売買契約は、自動的に解除されることがあります。	2.定額プラン料金の請求は、 当社 が請求するものとします。定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、 当社 が指定する期日までに、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等（以下「本件売買代金」といいます。）の支払いを済ませるものとします。当該期日までにお客様による支払いがない場合、当該申込みに基づく純正品の売買契約は、自動的に解除されることがあります。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第5条（純正品の引渡し）	1.当社は、 自ら又は北良株式会社を通じて 、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2. 第15条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、 当社及び北良株式会社 は、一切の責任を負わないものとします。	1.当社は、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2. 第15条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第7条（検査）	1.お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、当社に 代わって通知の受付を行う北良株式会社 に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2. お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって 北良株式会社 に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。 3. 当社は、検査の結果、不合格となったもの	1.お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、当社に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2. お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって 当社 に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。 3. 当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、お客様と協議して決定した期限までに代品納入を行わ

	<p>については、当社の費用負担で引き取り、お客様と北良株式会社が協議して決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとしします。</p> <p>4. 前項の規定に拘わらず、当社は、自ら又は北良株式会社を通じて、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>	<p>なければならないものとしします。</p> <p>4. 前項の規定に拘わらず、当社は、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第8条（所有権）</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社又は北良株式会社（在庫状況により、北良株式会社の在庫を提供することがあります。）からお客様に移転するものとしします。但し、純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとしします。また、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する純正品の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとしします。</p> <p>2. 純正品が梱包されたボックス（以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとしします。</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとしします。但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとしします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第9条（担保責任）</p>	<p>1. お客様は、純正品に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかつた場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、お客様は当社又は北良株式会社に対して、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社又は北良株式会社は純正品を調査します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内</p>	<p>1. お客様は、純正品に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかつた場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、お客様は当社に対して、文書をもって通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社は純正品を調査します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内</p>

	<p>社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとします。</p> <p>3. 本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社又は北良株式会社がお客様よりなんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとします。</p>	<p>容に適合する純正品に無償で交換するものとします。</p> <p>3. 本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社がお客様よりなんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第13条（残存効）</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第8条（所有権）第1項、第9条（担保責任）、第10条（製造物責任）、第12条（純正品）、第13条（有効期間）第2項、第14条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第16条（損害賠償責任）、第17条（目的外使用の禁止）、第18条（その他禁止事項）、第19条（免責）、第20条（遅延損害金）、第21条（公正証書）、第25条（準拋法）、第27条（合意管轄）、第28条（特約条項）、及び第29条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第23条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第8条（所有権）第1項、第9条（担保責任）、第10条（製造物責任）、第12条（純正品）、第13条（残存効）、第14条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第16条（損害賠償責任）、第17条（目的外使用の禁止）、第18条（その他禁止事項）、第19条（免責）、第20条（遅延損害金）、第21条（公正証書）、第25条（準拋法）、第27条（合意管轄）、第28条（特約条項）、及び第29条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第23条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第14条（解除及び期限の利益喪失）</p>	<p>1.(1)本約款又は本契約の一つにでも違反したとき。</p> <p>2.お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>	<p>1.(1)本約款又は本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p> <p>2.お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は当社に対して、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第16条（損害賠償責任）</p>	<p>お客様又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第12条（その他禁止事項）又は第17条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第18条（その他禁止事項）又は第23条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>

<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第 26 条（通知、報告事項）</p>	<p>1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社及び北良株式会社に通知するものとします。</p>	<p>1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第 29 条（改定）</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社のウェブページにて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https:// wota-store.com</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第 30 条（付則）</p>	<p>本約款は、2021 年 7月29日以降に締結される本契約について適用されます。</p>	<p>1.本約款は、2021 年 7月29日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に当社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。</p>

新旧対照表【WOSH レンタル契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH レンタル契約約款 第3条（レンタル料金）	2.本物件のレンタル料金の支払いは、弊社所定の支払方法によるものとします。当該支払方法が複数ある場合には、発注書において借主に選択していただきます。請求書払いをご選択された場合には、借主は、当社に対し、 当社の請求代行業務を担う北良株式会社からの請求により 、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は借主の負担とします。クレジットカードによる支払いを選択された場合には、借主がクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。また、借主と当該クレジットカード会社などの間で紛争が発生した場合は、借主と当該クレジットカード会社の双方で解決するものとします。	2.本物件のレンタル料金の支払いは、弊社所定の支払方法によるものとします。当該支払方法が複数ある場合には、発注書において借主に選択していただきます。請求書払いをご選択された場合には、借主は、当社に対し、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は借主の負担とします。クレジットカードによる支払いを選択された場合には、借主がクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。また、借主と当該クレジットカード会社などの間で紛争が発生した場合は、借主と当該クレジットカード会社の双方で解決するものとします。
WOSH レンタル契約約款 第22条（損害賠償）	2.当社が 本契約 に違反したことに起因又は関連して借主に損害を与えた場合において当社の賠償する損害は、如何なる場合であっても、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償及び弁護士費用を含みます）は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額（初期費用を含みません。）を上限とします。	2.当社が 本約款又は本契約 に違反したことに起因又は関連して借主に損害を与えた場合において当社の賠償する損害は、如何なる場合であっても、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償及び弁護士費用を含みます）は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額（初期費用を含みません。）を上限とします。
WOSH レンタル契約約款 第29条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページ にて適用時期とともに掲示し、借主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、借主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH レンタル契約約款 第30条（付則）	本約款は、2020年8月1日以降に締結される本契約について適用されます。	1.本約款は、2020年8月1日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、 2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

新旧対照表【WOTA BOX 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX 売買契約約款 前文	この WOTA BOX 売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。）。以下「本物件」といいます。）の購入申込者（以下「買主」といいます。）と北良株式会社（以下「当社」といいます。）との間で締結される売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。	この WOTA BOX 売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。）。以下「本物件」といいます。）の購入申込者（以下「買主」といいます。）と販売店（販売店及び販売店に本物件を卸売する北良株式会社（以下、総称して「当社」といいます。））との間で締結される売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。
WOTA BOX 売買契約約款 第 6 条(所有権)	<p>1.本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2.前項の定めにかかわらず、本物件の取扱説明書記載の「フィルター5」及び「フィルター6」（これらのハウジング、RO 膜及び専用ケース（本物品の取扱説明書記載の「フィルターセット B」を指します。以下同じ。）を含みます。）一式については当社から買主への貸与品とし、メンテナンスによりこれらを交換した後の使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」は、一式を専用ケースに入れて、速やかに乙に返却しなければならないものとします。買主が「フィルター5」及び「フィルター6」を追加購入する場合には、当社は、専用ケースに収納された使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」の返却を確認後、専用ケースに入れ、配送するものとします。但し、「フィルター5」及び「フィルター6」の最大購入数については、買主の使用状況を加味し、個別に当社が判断することとします。</p>	本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 10 条（純正品）	1.買主は、当社が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）に関し、当社との間で純正品売買契約を締結するものとします。買主が純正品売買契約の締結を拒んだ場合には、当社は、買主に対して純正品の供給義務を一切負	1.買主は、WOTA 株式会社が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）に関し、WOTA 株式会社との間で純正品売買契約を締結するものとします。買主が純正品売買契約の締結を拒んだ場合には、当社は、買主に対して純正品の供給義務

	いません。	を一切負いません。
WOTA BOX 売買契約約款 第 12 条 (解除及び期限の利益喪失)	1.(1) 本約款または本契約の一つに でも違反した とき。	1.(1) 本約款または本契約の いずれかの規定に違反した とき。
WOTA BOX 売買契約約款 第 14 条(処分)	2.適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 当社及び WOTA 株式会社の指示に従い、指定する業者に委託して本物件を廃棄できるものとします。但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。	2.適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 事前に、販売店又は WOTA 株式会社 に連絡するものとします。また、 本物件の処分にかかる費用は買主の負担と します。
WOTA BOX 売買契約約款 第 15 条 (損害賠償責任)	買主又は当社は、 本契約に違反することにより 、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条 (その他禁止事項)、第 22 条 (守秘義務) 又は第 23 条 (知的財産権) に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	買主又は当社は、 本約款又は本契約に違反することにより 、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条 (その他禁止事項)、第 22 条 (守秘義務) 又は第 23 条 (知的財産権) に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 16 条 (目的外使用の禁止)	1.買主及び当社は、本物件が、事業者による 浄水装置及びシャワー としての一般的な使用 (災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。) を目的として設計・製造されているものであることを確認します。	1.買主及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的な使用 (災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。) を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
WOTA BOX 売買契約約款 第 29 条 (改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社ホームページ にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://wota-store.com/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 当社ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 30 条 (付則)	本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。	1.本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものと します。

新旧対照表【WOTA BOX 保守契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX 保守契約約款 第 3 条(保守料金)	<p>第 3 条(保守料金)</p> <p>1.本物件の 1 台当たりの保守料金は、前条の保守プランの別に従い、別紙 2 に記載する金額とします。</p> <p>2.前項の保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社の請求代行業務を担う北良株式会社からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>	<p>第 3 条(保守料金の支払い)</p> <p>保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社又は当社の請求代行業務を担う販売店からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。</p>
WOTA BOX 保守契約約款 第 4 条（本件保守業務の期間）	<p>2.当社は、買主が別紙 3 に定める事項を行った場合又は買主が本件保守料金の全部若しくは一部の支払いを怠った場合は、その理由の如何を問わず、本件保守業務の提供を中止することができるものとします。</p> <p>5.本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 17 条（準拠法）、第 19 条（合意管轄）、第 20 条（特約条項）及び第 21 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>2.当社は、買主が別紙 2 に定める事項を行った場合又は買主が本件保守料金の全部若しくは一部の支払いを怠った場合は、その理由の如何を問わず、本件保守業務の提供を中止することができるものとします。</p> <p>5.本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第 8 条（損害賠償責任）、第 9 条（目的外使用の禁止）、第 10 条（その他禁止事項）、第 11 条（免責）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（公正証書）、第 15 条（守秘義務）、第 16 条（知的財産権の帰属）、第 18 条（準拠法）、第 20 条（合意管轄）、第 21 条（特約条項）及び第 22 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。</p>
WOTA BOX 保守契約約款 第 6 条（解除及び期限の利益喪失）	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき</p>	<p>1.(1)本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p>
WOTA BOX 保守契約約款 第 8 条（損害賠償責任）	<p>買主又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第 15 条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の 5 年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第 15 条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。</p>
WOTA BOX 保守契約約款 第 16 条（知的財産権の帰属）	<p>本保守サポートの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本件物品に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財</p>	<p>本保守サポートの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本物件に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用</p>

	<p>産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。</p>	<p>新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。</p>
<p>WOTA BOX 保守契約約款 第 22 条（改定）</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社のウェブページにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p> <p>https://files.wota.work/terms_conditions /</p>	<p>当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。</p>
<p>WOTA BOX 保守契約約款 第 23 条（付則）</p>	<p>本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。</p>	<p>1.本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。</p> <p>2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。</p>
<p>WOTA BOX 保守契約約款 別紙 2</p>	<p>（別紙 2）保守料金【BOX 保守契約書第 1 条第 2 項（表中）から（別紙 2）として別掲】別紙 1 の保守プランの別に従い、1 台当たりの保守料は以下のとおりです。</p> <p>1 年契約 ア 基本プラン 198,000 円（税別）／1 年・台</p> <p>5 年契約 イ 基本プラン 490,000 円（税別）／5 年・台</p> <p>1 年契約 ウ 安心プラン 348,000 円（税別）／1 年・台</p> <p>5 年契約 エ 安心プラン 990,000 円（税別）／5 年・台</p>	<p>削除</p>

新旧対照表【WOTA BOX 純正品売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX 純正品売買契約約款 前文	この WOTA BOX 純正品売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（以下「本物件」といいます。）を購入し、 北良株式会社 （以下「当社」といいます。）が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）の購入を当社に対して申し込む者（以下「お客様」といいます。）と当社との間で締結される純正品売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。お客様は、本契約を申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本契約を申し込むことはできません。お客様が本契約を申し込んだ場合には、お客様が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。	この WOTA BOX 純正品売買契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（以下「本物件」といいます。）を購入し、 WOTA 株式会社 （以下「当社」といいます。）が提供する本物件の部品及び消耗品（以下、これらを総称して「純正品」といいます。）の購入を当社に対して申し込む者（以下「お客様」といいます。）と当社との間で締結される純正品売買契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。お客様は、本契約を申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本契約を申し込むことはできません。お客様が本契約を申し込んだ場合には、お客様が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 1 条（純正品売買契約の成立）	1. お客様は、 WOTA 株式会社及び当社 の定める手続に従い、当社ショッピングサイト（ https://wota-store.com/ 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。	1. お客様は、 当社 の定める手続に従い、当社ショッピングサイト（ https://wota-store.com/ 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 6 条（所有権）	1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、 純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとします。また、 お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する 純正品 の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。 2. 純正品が梱包されたボックス （以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝	1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。 2. 交換された使用済みのフィルターのうち、フィルター5 及びフィルター6 については、専用ケースに入れて当社指定の返送先へ返送するか、又はお住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。その他のフィルターについては、お住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。なお、お客様ご自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様の負担となります。

	<p>票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとします。</p> <p>3.前項の定めに拘わらず、本物件の取扱説明書記載の「フィルター5」及び「フィルター6」（これらのハウジング、RO膜及び専用ケース（本物品の取扱説明書記載の「フィルターセットB」を指す。以下同じ。）を含む。）一式については当社からお客様への貸与品とし、メンテナンスによりこれらを交換した後の使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」は、一式を専用ケースに入れて、速やかに乙に返却しなければならないものとします。お客様が「フィルター5」及び「フィルター6」を追加購入する場合には、当社は、専用ケースに収納された使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」の返却を確認後、専用ケースに入れ、配送するものとします。但し、「フィルター5」及び「フィルター6」の最大購入数については、お客様の使用状況を加味し、個別に当社が判断することとします。</p>	
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 11 条（残存効）</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条（所有権）第 1 項、第 7 条（担保責任）、第 8 条（製造物責任）、第 10 条（純正品）、第 11 条（有効期間）第 2 項、第 12 条（解除及び期限の利益喪失）第 2 項、第 14 条（損害賠償責任）、第 15 条（目的外使用の禁止）、第 16 条（その他禁止事項）、第 17 条（免責）、第 18 条（遅延損害金）、第 19 条（公正証書）、第 23 条（準拠法）、第 25 条（合意管轄）、第 26 条（特約条項）、及び第 27 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第 21 条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条（所有権）第 1 項、第 7 条（担保責任）、第 8 条（製造物責任）、第 10 条（純正品）、第 11 条（残存効）、第 12 条（解除及び期限の利益喪失）第 2 項、第 14 条（損害賠償責任）、第 15 条（目的外使用の禁止）、第 16 条（その他禁止事項）、第 17 条（免責）、第 18 条（遅延損害金）、第 19 条（公正証書）、第 23 条（準拠法）、第 25 条（合意管轄）、第 26 条（特約条項）、及び第 27 条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第 21 条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 12 条（解除及び期限の利益喪失）</p>	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき。</p>	<p>1.(1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p>
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 14 条（損害賠償責任）</p>	<p>お客様又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第 10 条（その他禁止事項）又は第 15 条（守秘義務）に定め</p>	<p>お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第 16 条（その他禁止事項）又は第 21 条（守秘義務）に定め</p>

	る義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	る義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 15 条 (目的外使用の禁止)	1. お客様及び当社は、本物件が、事業者による 浄水装置及びシャワー としての一般的な使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。	1. お客様及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的な使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 17 条 (免責)	お客様が、第 15 条 (目的外使用の禁止) 及び前条 (その他禁止事項) の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第 9 条 (目的外使用の禁止) 及び前条 (その他禁止事項) の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。	お客様が、第 15 条 (目的外使用の禁止) 及び前条 (その他禁止事項) の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第 15 条 (目的外使用の禁止) 及び前条 (その他禁止事項) の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 27 条 (改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款 (別紙を含みます。) の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社ホームページ にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://store.wota.co.jp/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款 (別紙を含みます。) の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社 ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 28 条 (付則)	本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。	1.本約款は、2022 年 12 月 22 日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

2022年12月22日以降にWOTAからご購入されたお客様向け

新旧対照表【WOSH 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 売買契約約款 第 12 条（解除及び期限の利益喪失）	1.(1) 本約款または本契約の一つに でも 違反したとき。	1.(1) 本約款または本契約の いずれかの規定に 違反したとき。
WOSH 売買契約約款 第 14 条（処分）	2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 当社の指示に従い、当社の指定する業者に委託して本物件を廃棄しなければならないものとします。 但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。	2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 事前に当社に連絡するものとします。また、本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。
WOSH 売買契約約款 第 15 条（損害賠償責任）	買主又は当社は、 本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	買主又は当社は、 本約款又は本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOSH 売買契約約款 第 29 条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページにて適用時期とともに 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 売買契約約款 第 30 条（付則）	本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改定された内容が本契約に適用されるものとします

新旧対照表【WOTA BOX 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX 売買契約約款 第 6 条 (所有権)	<p>1.本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2. 前項の定めに拘わらず、本物件の取扱説明書記載の「フィルター5」及び「フィルター6」（これらのハウジング、RO 膜及び専用ケース（本物品の取扱説明書記載の「フィルターセット B」を指します。以下同じ。）を含みます。）一式については当社から買主への貸与品とし、メンテナンスによりこれらを交換した後の使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」は、一式を専用ケースに入れて、速やかに乙に返却しなければならないものとします。買主が「フィルター5」及び「フィルター6」を追加購入する場合には、当社は、専用ケースに収納された使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」の返却を確認後、専用ケースに入れ、配送するものとします。但し、「フィルター5」及び「フィルター6」の最大購入数については、買主の使用状況を加味し、個別に当社が判断することとします。</p>	<p>1.本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 12 条 (解除及び期限の利益喪失)	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき。</p>	<p>1.(1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 14 条 (処分)	<p>2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、当社の指定する業者に委託して本物件を廃棄しなければならないものとします。但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。</p>	<p>2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、事前に当社に連絡するものとします。また、本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 15 条 (損害賠償責任)	<p>買主又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えた</p>	<p>買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えた</p>

	ときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	きは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 16 条 (目的外使用の禁止)	1. 買主及び当社は、本物件が、事業者による 浄水装置及びシャワー としての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。	1. 買主及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
WOTA BOX 売買契約約款 第 29 条 (改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社の ウェブページ にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 売買契約約款 第 30 条 (付則)	本約款は、2022 年 12月22日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2022 年 12月22日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、 2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改定された内容が本契約に適用されるものとします

2022年12月21日以前にWOTAからご購入されたお客様向け

新旧対照表【WOSH 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 売買契約約款 第 12 条（解除及び期限の利益喪失）	1.(1) 本約款または本契約の一つに でも 違反したとき。	1.(1) 本約款または本契約の いずれかの規定に 違反したとき。
WOSH 売買契約約款 第 14 条（処分）	2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 当社の指示に従い、当社の指定する業者に委託して本物件を廃棄しなければならないものとします。 但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。	2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、 事前に当社に連絡するものとします。 また、 本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。
WOSH 売買契約約款 第 15 条（損害賠償責任）	買主又は当社は、 本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	買主又は当社は、 本約款又は本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOSH 売買契約約款 第 29 条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページにて適用時期とともに 掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions/	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 売買契約約款 第 30 条（付則）	本約款は、2020年11月1日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2020年11月1日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改定された内容が本契約に適用されるものとします

新旧対照表【WOSH 純正品売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOSH 純正品売買契約約款 第 6 条 (所有権)	<p>1.純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとします。また、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する純正品の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2.純正品が梱包されたボックス（以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとします。</p>	<p>1.純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとします。また、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2.交換された使用済みのフィルターは、当社指定の返送先へ返送するか、又はお住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。なお、お客様ご自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様の負担となります。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第 11 条 (残存効)	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条 (所有権) 第 1 項、第 7 条 (担保責任)、第 8 条 (製造物責任)、第 10 条 (純正品)、第 11 条 (有効期間) 第 2 項、第 12 条 (解除及び期限の利益喪失) 第 2 項、第 14 条 (損害賠償責任)、第 15 条 (目的外使用の禁止)、第 16 条 (その他禁止事項)、第 17 条 (免責)、第 18 条 (遅延損害金)、第 19 条 (公正証書)、第 23 条 (準拠法)、第 25 条 (合意管轄)、第 26 条 (特約条項)、及び第 27 条 (改定) の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第 21 条 (守秘義務) については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条 (所有権) 第 1 項、第 7 条 (担保責任)、第 8 条 (製造物責任)、第 10 条 (純正品)、第 11 条 (残存効)、第 12 条 (解除及び期限の利益喪失) 第 2 項、第 14 条 (損害賠償責任)、第 15 条 (目的外使用の禁止)、第 16 条 (その他禁止事項)、第 17 条 (免責)、第 18 条 (遅延損害金)、第 19 条 (公正証書)、第 23 条 (準拠法)、第 25 条 (合意管轄)、第 26 条 (特約条項)、及び第 27 条 (改定) の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第 21 条 (守秘義務) については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第 12 条 (解除及び期限の利益喪失)	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき。</p>	<p>1.(1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p>
WOSH 純正品売買契約約款 第 14 条 (損害賠償責任)	<p>お客様又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとし</p>	<p>お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとし</p>

	す。但し、お客様又は当社は、第10条（その他禁止事項）又は第15条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	す。但し、お客様又は当社は、第16条（その他禁止事項）又は第21条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOSH 純正品売買契約約款 第17条（免責）	お客様が、第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第9条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。	お客様が、第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第15条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。
WOSH 純正品売買契約約款 第27条（改定）	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社ホームページにて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://wota-store.com	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社 ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 純正品売買契約約款 第28条（付則）	本約款は、2020年12月1日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2020年12月1日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、2026年3月3日に当社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

新旧対照表【WOTA BOX 売買契約約款】

対象約款	旧	新
WOTA BOX 売買契約約款 第 6 条 (所有権)	<p>1.本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2. 前項の定めに拘わらず、本物件の取扱説明書記載の「フィルター5」及び「フィルター6」（これらのハウジング、RO 膜及び専用ケース（本物品の取扱説明書記載の「フィルターセット B」を指します。以下同じ。）を含みます。）一式については当社から買主への貸与品とし、メンテナンスによりこれらを交換した後の使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」は、一式を専用ケースに入れて、速やかに乙に返却しなければならないものとします。買主が「フィルター5」及び「フィルター6」を追加購入する場合には、当社は、専用ケースに収納された使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」の返却を確認後、専用ケースに入れ、配送するものとします。但し、「フィルター5」及び「フィルター6」の最大購入数については、買主の使用状況を加味し、個別に当社が判断することとします。</p>	<p>1.本物件の所有権は、買主が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社から買主に移転するものとします。但し、買主は、本契約又は当社が買主に提供する本物件の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 12 条 (解除及び期限の利益喪失)	<p>1.(1) 本約款または本契約の一つにでも違反したとき。</p>	<p>1.(1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 14 条 (処分)	<p>2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、当社の指示に従い、当社の指定する業者に委託して本物件を廃棄しなければならないものとします。但し、その際の費用は買主の負担とし、当社は、買主の費用負担が最小限となるよう努めるものとします。</p>	<p>2. 適正な資源の再利用及び不適切な処理の防止を図るため、買主は、本物件の使用を終了する場合には、事前に当社に連絡するものとします。また、本物件の処分にかかる費用は買主の負担とします。</p>
WOTA BOX 売買契約約款 第 15 条 (損害賠償責任)	<p>買主又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えた</p>	<p>買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件売買代金の合計金額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第 17 条（その他禁止事項）、第 22 条（守秘義務）又は第 23 条（知的財産権）に定める義務の違反により相手方に損害を与えた</p>

	ときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	きは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 16 条 (目的外使用の禁止)	1. 買主及び当社は、本物件が、事業者による 浄水装置及びシャワー としての一般的使用 (災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。) を目的として設計・製造されているものであることを確認します。	1. 買主及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的使用 (災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。) を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
WOTA BOX 売買契約約款 第 29 条 (改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページ にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https://files.wota.work/terms_conditions /	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOTA BOX 売買契約約款 第 30 条 (付則)	本約款は、2021 年 12月1日以降に締結される本契約について適用されます。	1. 本約款は、2021 年 12月1日以降に締結される本契約について適用されます。 2. 本約款は、2026 年 3 月 3 日に WOTA 株式会社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改定された内容が本契約に適用されるものとします

新旧対照表【WOTA BOX 純正品売買契約約款】

対象約款	旧	新
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 6 条 (所有権)</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとします。また、但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する純正品の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2. 純正品が梱包されたボックス（以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとします。</p> <p>3. 前項の定めに拘わらず、本物件の取扱説明書記載の「フィルター5」及び「フィルター6」（これらのハウジング、RO 膜及び専用ケース（本物品の取扱説明書記載の「フィルターセット B」を指す。以下同じ。）を含む。）一式については当社からお客様への貸与品とし、メンテナンスによりこれらを交換した後の使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」は、一式を専用ケースに入れて、速やかに乙に返却しなければならないものとします。お客様が「フィルター5」及び「フィルター6」を追加購入する場合には、当社は、専用ケースに収納された使用済の「フィルター5」及び「フィルター6」の返却を確認後、専用ケースに入れ、配送するものとします。但し、「フィルター5」及び「フィルター6」の最大購入数については、お客様の使用状況を加味し、個別に当社が判断することとします。</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとします。但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとします。</p> <p>2. 交換された使用済みのフィルターのうち、フィルター5 及びフィルター6 については、専用ケースに入れて当社指定の返送先へ返送するか、又はお住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。その他のフィルターについては、お住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。なお、お客様ご自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様の負担となります。</p>
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 11 条 (残存効)</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条（所有権）第 1 項、第 7 条（担保責</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第 6 条（所有権）第 1 項、第 7 条（担保責任）、第 8</p>

	任)、第8条(製造物責任)、第10条(純正品)、第11条(有効期間)第2項、第12条(解除及び期限の利益喪失)第2項、第14条(損害賠償責任)、第15条(目的外使用の禁止)、第16条(その他禁止事項)、第17条(免責)、第18条(遅延損害金)、第19条(公正証書)、第23条(準拠法)、第25条(合意管轄)、第26条(特約条項)、及び第27条(改定)の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第21条(守秘義務)については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。	条(製造物責任)、第10条(純正品)、第11条(残存効)、第12条(解除及び期限の利益喪失)第2項、第14条(損害賠償責任)、第15条(目的外使用の禁止)、第16条(その他禁止事項)、第17条(免責)、第18条(遅延損害金)、第19条(公正証書)、第23条(準拠法)、第25条(合意管轄)、第26条(特約条項)、及び第27条(改定)の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第21条(守秘義務)については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第12条(解除及び期限の利益喪失)	1.(1) 本約款または本契約の一つに でも 違反したとき。	1.(1) 本約款または本契約の いずれかの規定に 違反したとき。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第14条(損害賠償責任)	お客様又は当社は、 本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第 10 条(その他禁止事項)又は第 15 条(守秘義務)に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。	お客様又は当社は、 本約款又は本契約 に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第 16 条(その他禁止事項)又は第 21 条(守秘義務)に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第15条(損害賠償責任)	1. お客様及び当社は、本物件が、事業者による 浄水装置及びシャワー としての一般的な使用(災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。)を目的として設計・製造されているものであることを確認します。	1. お客様及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的な使用(災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という。)を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第17条(免責)	お客様が、第15条(目的外使用の禁止)及び前条(その他禁止事項)の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第 9 条(目的外使用の禁止)及び前条(その他禁止事項)の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。	お客様が、第15条(目的外使用の禁止)及び前条(その他禁止事項)の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によってお客様又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が第 15 条(目的外使用の禁止)及び前条(その他禁止事項)の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、純正品の供給を中止することができるものとします。
WOTA BOX 純正品売買契約約款 第27条(改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款(別紙を含みます。)の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社ホームページ にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定され	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款(別紙を含みます。)の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社 ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したも

	<p>た本約款に同意したものとみなします。</p> <p>https://store.wota.co.jp/</p>	<p>のとみなします。</p>
<p>WOTA BOX 純正品売買契約約款 第 28 条 (付則)</p>	<p>本約款は、2021 年 12月1日以降に締結される 本契約について適用されます。</p>	<p>1. 本約款は、2021 年 12月1日以降に締結され る本契約について適用されます。</p> <p>2. 本約款は、2026 年 3 月 3 日に当社のウェ ブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日 以降、改訂された内 容が本契約に適用される ものとします。</p>

レンタル契約で定額プランをご利用されているお客様向け

新旧対照表【WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用）】

対象約款	旧	新
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第1条（純正品売買契約の成立）	1.お客様は、当社の定める手続に従い、 北良株式会社 が運営する当社製品のショッピングサイト（ https://wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。	1.お客様は、当社の定める手続に従い、 当社 が運営する当社製品のショッピングサイト（ https://wota-store.com 以下「本件サイト」といいます。）を通じて、純正品の購入を申し込むことができます。なお、当社は、お客様の利便性の向上のため、申込手続の仕様等を随時変更することがあります。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第2条（定額プラン料金及び売買代金）	2.定額プラン料金の請求は、 本件サイトを運営する北良株式会社を当社の請求代行業者として 、請求するものとします。定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、 北良株式会社 が指定する期日までに、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等（以下「本件売買代金」といいます。）の支払いを済ませるものとします。当該期日までにお客様による支払いがない場合、当該申込みに基づく純正品の売買契約は、自動的に解除されることがあります。	2.定額プラン料金の請求は、 当社 が請求するものとします。定額プランの料金及び純正品の売買代金の支払いについて、お客様は、 当社 が指定する期日までに、注文時に選択した支払方法により、定額プランの料金又は売買代金の総額及び消費税並びに送料等（以下「本件売買代金」といいます。）の支払いを済ませるものとします。当該期日までにお客様による支払いがない場合、当該申込みに基づく純正品の売買契約は、自動的に解除されることがあります。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第5条（純正品の引渡し）	1.当社は、 自ら又は北良株式会社を通じて 、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2.第15条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、 当社及び北良株式会社 は、一切の責任を負わないものとします。	1.当社は、お客様が注文時に指定した日本国内の引渡場所において、純正品をお客様に引き渡すものとします。海外発送は致しません。 2.第15条（不可抗力）に定める不可抗力、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって純正品の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。
WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第7条（検査）	1.お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、当社に 代わって通知の受付を行う北良株式会社 に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2.お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって 北良株式会社 に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。	1.お客様は、純正品の引渡後、7日以内に純正品を検査し、当社に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとします。 2.お客様は、前項の検査により純正品につき、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、直ちにその理由を記載した書面をもって 当社 に不合格の通知をしなければならないものとします。かかる通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、純正品が検査に合格したものとみなします。 3.当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、お客様

	<p>3. 当社は、検査の結果、不合格となったものについては、当社の費用負担で引き取り、お客様と北良株式会社が協議して決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとしします。</p> <p>4. 前項の規定に拘わらず、当社は、自ら又は北良株式会社を通じて、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>	<p>と協議して決定した期限までに代品納入を行わなければならないものとしします。</p> <p>4. 前項の規定に拘わらず、当社は、お客様による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出ることができ、その場合、お客様と当社は、協議のうえ解決するものとしします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第8条（所有権）</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社又は北良株式会社（在庫状況により、北良株式会社の在庫を提供することがあります。）からお客様に移転するものとしします。但し、純正品のうちフィルター類については、お客様は、使用した後は、次項の定めに従い、当社に返送しなければならないものとしします。また、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する純正品の取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとしします。</p> <p>2. 純正品が梱包されたボックス（以下「本件ボックス」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。お客様が本物件の純正品を交換した場合には、お客様は、本物件に純正品が収納されていた本件ボックスに、交換済の純正品を梱包し、当社の別段の指示がない限り、本件ボックスに同梱されている返送用伝票（着払伝票）を用いて、当社宛に発送するものとしします。</p>	<p>1. 純正品の所有権は、お客様が、本件売買代金の全額の支払を完了した時に、当社からお客様に移転するものとしします。但し、お客様は、本契約及び当社がお客様に提供する取扱説明書等（随時改定される内容を含み、以下「マニュアル」といいます。）に定める条件を遵守しなければならないものとしします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第9条（担保責任）</p>	<p>1. お客様は、純正品に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかった場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、お客様は当社又は北良株式会社に対して、文書をもって当社に通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社又は北良株式会社は純正品を調査します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに</p>	<p>1. お客様は、純正品に契約不適合（品質に関するものに限ります。）を発見し、かつそれが第7条第1項に定める検査において容易に発見することができなかった場合は、純正品の引渡時から6ヶ月以内に限り、お客様は当社に対して、文書をもって通知することで無償の修理を請求することができるものとしします。</p> <p>2. 前項の通知を当社が受けた場合、当社は純正品を調査します。お客様の通知どおりに契約不適合の存在が当社において確認できた場合、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合</p>

	<p>帰すべき事由による場合を除き、当社は、当社の選択に従い、契約不適合のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとします。</p> <p>3. 本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社又は北良株式会社がお客様よりなんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとします。</p>	<p>のある純正品を無償で修理するか、本契約の内容に適合する純正品に無償で交換するものとします。</p> <p>3. 本条は純正品の契約不適合について当社の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても当社は負担しません。第1項所定の期間内に当社がお客様よりなんらの通知も受領しない場合、お客様は純正品の契約不適合について当社に対しなんら請求することはできないものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第13条（残存効）</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第8条（所有権）第1項、第9条（担保責任）、第10条（製造物責任）、第12条（純正品）、第13条（有効期間）第2項、第14条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第16条（損害賠償責任）、第17条（目的外使用の禁止）、第18条（その他禁止事項）、第19条（免責）、第20条（遅延損害金）、第21条（公正証書）、第25条（準拠法）、第27条（合意管轄）、第28条（特約条項）、及び第29条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第23条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>	<p>本契約の全部又は一部が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、お客様が本物件を保有又は使用される限り、第8条（所有権）第1項、第9条（担保責任）、第10条（製造物責任）、第12条（純正品）、第13条（残存効）、第14条（解除及び期限の利益喪失）第2項、第16条（損害賠償責任）、第17条（目的外使用の禁止）、第18条（その他禁止事項）、第19条（免責）、第20条（遅延損害金）、第21条（公正証書）、第25条（準拠法）、第27条（合意管轄）、第28条（特約条項）、及び第29条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。また、第23条（守秘義務）については、当該条項の定めのとおり、効力を有するものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第14条（解除及び期限の利益喪失）</p>	<p>1.(1)本約款又は本契約の一つにでも違反したとき。 2.お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>	<p>1.(1)本約款又は本契約のいずれかの規定に違反したとき。 2.お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約、その他の契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は当社に対して、その時点においてお客様が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。</p>
<p>WOSH 純正品売買契約約款（定額プラン用） 第16条（損害賠償責任）</p>	<p>お客様又は当社は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第12条（その他禁止事項）又は第17条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負う</p>	<p>お客様又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、当該損害に関する売買代金総額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとします。但し、お客様又は当社は、第18条（その他禁止事項）又は第23条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うもの</p>

	ものとします。	とします。
WOSH 純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第 26 条 (通知、報告事項)	1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で 当社及び北良株式会社 に通知するものとします。	1.お客様は、お客様の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。
WOSH 純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第 29 条 (改定)	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款 (別紙を含みます。) の内容を改定できるものとします。改定した場合は、 以下の当社のウェブページ にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物品 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。 https:// wota-store.com	当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款 (別紙を含みます。) の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社の ウェブサイト にて適用時期とともに掲示し、お客様が適用時期を経過してもなお 本物件 の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。
WOSH 純正品売買契約約款 (定額プラン用) 第 30 条 (付則)	本約款は、2021 年 7 月 29 日以降に締結される本契約について適用されます。	1.本約款は、2021 年 7 月 29 日以降に締結される本契約について適用されます。 2.本約款は、2026 年 3 月 3 日に当社のウェブサイト上に公開され、2026 年 4 月 1 日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。